

一般社団法人工業製品製造技能人材機構(JAIM)の 概要及び入会手続について

2026年8月5日(水)

工業製品製造業分野における育成就労手続案内セミナー配布資料

JAİMの概要について

1. 一般社団法人工業製品製造技能人材機構(JAIM)の概要

- ◆ 一般社団法人工業製品製造技能人材機構(JAIM)は、特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れ推進を担う特定技能外国人受入事業実施法人として、2025年6月25日に経済産業大臣による登録を受けています。
- ◆ 2026年6月30日には、工業製品製造業分野における育成就労制度の運営を担う「育成就労外国人受入事業実施法人」として、新たに経済産業大臣の登録を受けています。

名称	一般社団法人工業製品製造技能人材機構 Japan Association for Human Resources in Industrial Product Manufacturing(略称 JAİM)
設立年月日	2025年4月7日
目的	特定技能外国人および育成就労外国人の受入れに係る製造事業者団体等が協力して、工業製品製造業分野における特定技能外国人および育成就労外国人の適正かつ円滑な受入れの実現に向けた事業を行うことにより、製造業分野における人材の確保を図り、もって我が国の工業製品製造業の健全な発展に資することを目的とする
事業内容	● 製造業分野特定技能外国人および育成就労外国人の適正かつ円滑な受入れの実現に向けた行動規範の策定及び当該規範の適正な運用 ● 製造業分野特定技能外国人の技能評価に関する事業 ● その他本法人の目的を達成するために必要な事業
正会員数	46 ※2026年7月末時点
賛助会員数	13,961 ※2026年7月22日時点

2. JAIM正会員一覧

◆ 以下の46団体が正会員として加入いただいております(2026年7月末時点)。

- ・ 日本繊維産業連盟
- ・ 一般社団法人日本家具産業振興会
- ・ 一般社団法人日本オフィス家具協会
- ・ 全国段ボール工業組合連合会
- ・ 全日本紙器段ボール箱工業組合連合会
- ・ 一般社団法人日本印刷産業連合会
- ・ 全日本印刷工業組合連合会
- ・ 全国グラビア協同組合連合会
- ・ 全日本製本工業組合連合会
- ・ 全日本プラスチック製品工業連合会
- ・ 日本ポリオレフィンフィルム工業組合
- ・ 発泡スチロール協会
- ・ 全日本プラスチックリサイクル工業会
- ・ 一般社団法人日本ゴム工業会
- ・ 一般社団法人日本靴協会
- ・ 全国生コンクリート工業組合連合会
- ・ 一般社団法人全国コンクリート製品協会
- ・ 一般財団法人日本陶業連盟
- ・ 耐火物協会
- ・ 一般社団法人日本鉄鋼連盟
- ・ 一般社団法人日本鋳造協会
- ・ 一般社団法人日本電線工業会
- ・ 一般社団法人日本ダイカスト協会
- ・ 一般社団法人軽金属製品協会
- ・ 一般社団法人全国鐵構工業協会
- ・ 一般社団法人日本サッシ協会
- ・ 一般社団法人日本金属プレス工業協会
- ・ 全国鍍金工業組合連合会
- ・ 日本工業塗装協同組合連合会
- ・ 一般社団法人日本溶融亜鉛鍍金協会
- ・ 一般社団法人日本金属熱処理工業会
- ・ 一般社団法人日本フルードパワー工業会
- ・ 一般社団法人日本冷凍空調工業会
- ・ 一般社団法人日本建設機械工業会
- ・ 一般社団法人日本工作機械工業会
- ・ 一般社団法人日本半導体製造装置協会
- ・ 一般社団法人日本ロボット工業会
- ・ 一般社団法人日本電子回路工業会
- ・ 一般社団法人電子情報技術産業協会
- ・ 一般社団法人電池工業会
- ・ 一般社団法人日本自動車工業会
- ・ 一般社団法人日本自動車車体工業会
- ・ 一般社団法人日本自動車部品工業会
- ・ 一般社団法人日本パレット協会
- ・ 一般社団法人日本RPF工業会
- ・ 日本梱包工業組合連合会

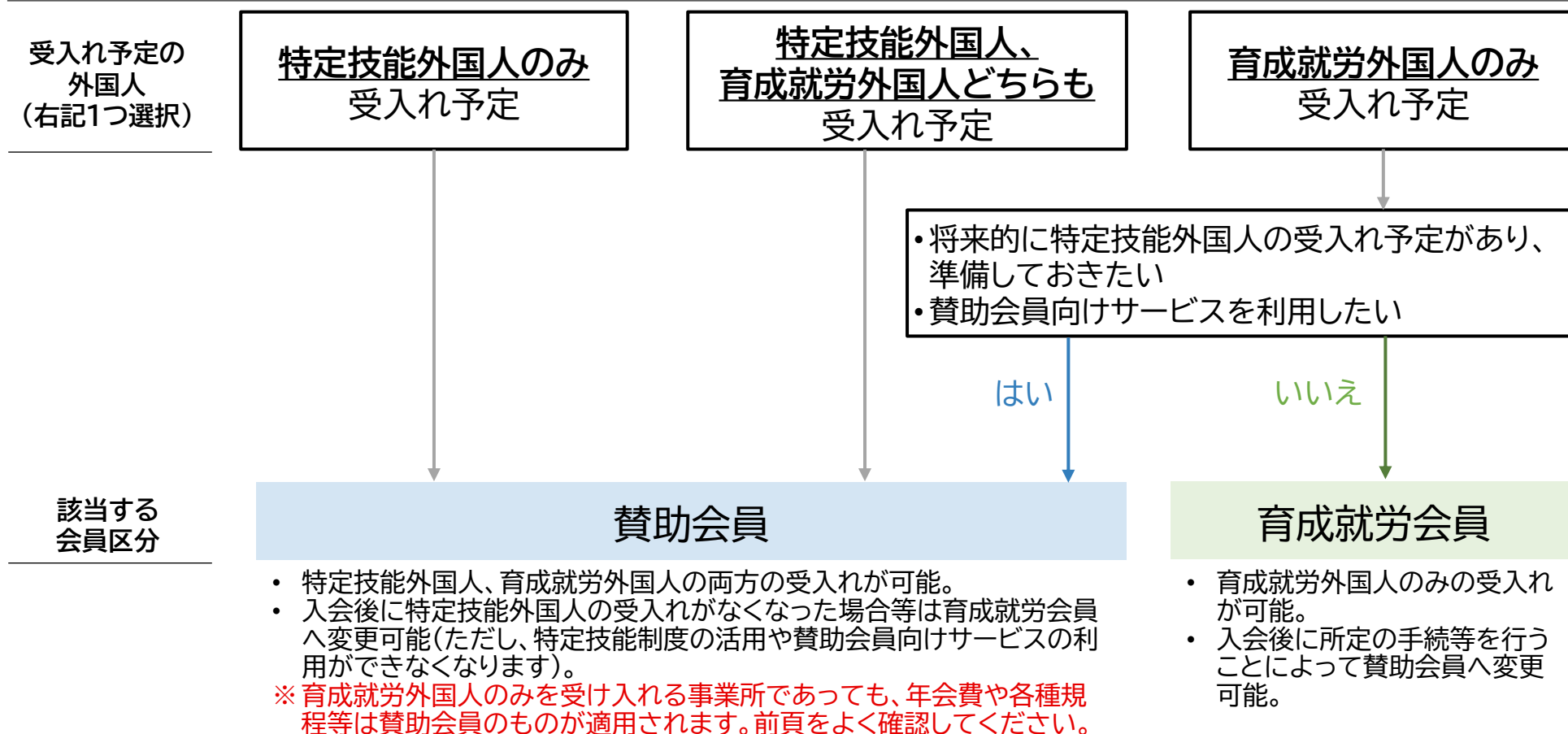
JAİMの入会手続について

(1) 入会手続にあたって事前確認事項等

1.活用する制度と会員区分

- ・ 貴事業所の実態に則り、どちらの会員区分に該当するか確認してください。
- ・ 入会後に活用する制度・会員区分を変更することも可能です。(通年受付。ただし、一部の産業分類においては追加書類の提出が必要となり、審査に時間を要することがあります。)

確認用フローチャート



2.会員区分の概要

- JAIMは会員の皆様からお預かりした会費で運営されています。
- JAIMへ入会する際の会員区分は、活用する制度(特定技能/育成就労)によって2種類に分けられます。
- 各会員区分の概要について確認してください。

		賛助会員 ※1	育成就労会員
①特定技能外国人・育成就労外国人の受入れ	特定技能外国人受入れ	受入れ可能	受入れ不可
	育成就労外国人受入れ	受入れ可能	受入れ可能
②名簿	掲載先名簿 (2026年8月以降、 手続状況による)	・工業製品製造業分野 特定技能外国人 受入可能事業所名簿(全ての賛助会員)	—
		・工業製品製造業分野 育成就労外国人 受入可能事業所名簿(申請した賛助会員)	・工業製品製造業分野 育成就労外国人 受入可能事業所名簿(全ての育成就労会員)
③年会費	年会費額	60,000円～83,000円	6,000円(ただし2026年度は徴収なし)
	中小企業割引・団体割引	あり	なし
	年度途中の入会	入会月によって月割	一律(月割はない)
④サービス利用	相談窓口	利用可能	利用可能
	賛助会員(事業所)向け サービス	利用可能	利用不可
	賛助会員の事業所で働く 外国人向けサービス ※2	利用可能	利用不可
⑤生産性向上の取組 (賃上げ実績報告)	取組報告義務	報告必要 ※3	報告不要

6 ※1 「育成就労外国人」のみの受入れ事業所でも、賛助会員としての入会は可能。

※2 対象は特定技能外国人及び育成就労外国人を想定。 ※3 特定技能外国人の受入れを行っていない事業所は、報告不要。

3. 手続の流れ

申請から入会完了まで2～3か月程度

※提出書類等に不備がある場合は、さらに時間がかかることがあります。

STEP 01



申請書類の準備

様式等入手し、作成する。
事業所が製造する製造品の情報をテンプレートに記載する。

- 申請する製造品によって、複数書類が必要な場合があるため、マニュアルやJAİMポータルサイトを確認してください。
- 申請する産業分類によって、必要書類が異なります。書き方見本などをよく確認してください。

STEP 02



JAİM入会申請

JAİMポータルサイトで手続をする。
賛助会員においては、会費に係る中小割・正会員団体割の適用有無を確認する。

- 準備ができたら、JAİMポータルサイトで手続を行ってください。
- 口座振替依頼書の送付先等を決定してください。

STEP 03



会費の支払

入会初年度の会費支払をする。
初年度分は銀行振込。
次年度以降に向けて口座振替登録も行う。

- JAİMから請求書がメールで到着します。請求書に従って、年会費の支払を行ってください。
- 別途郵送される口座振替依頼書の手続も行ってください(次年度以降の年会費分)。

育成就労会員は、2026年度分の会費が免除されます。
2027年度の会費請求を2027年1月～2月に予定しています。

STEP 04



完了

手続完了。
名簿に掲載される。

- JAİMの名簿に掲載されます。
- 名簿はJAİMポータルサイトで確認できます。

4. 申請書類の準備

- 入会する会員区分によって必要な書類が異なります。必要書類について確認してください。

<入会手続に必要な書類>	会員区分	
	賛助会員	育成就労会員
✓ 様式2 (行動規範に係る誓約書)	○	○
✓ 様式3 (反社会的勢力でないことの表明・確約に係る誓約書)	○	○
✓ 様式4 (生産性向上及び国内人材確保のための取組に係る誓約書)	○	-
✓ 証明書類テンプレート	○	○
✓ 上乗せ要件用提出書類 ※ ⇒ 右の欄に記載されている産業分類で申請する場合、上乗せ要件が課され、追加書類の提出等が必要な場合があります。	11-繊維工業 15-印刷・同関連業 19-ゴム製品製造業 ★ 2465-金属熱処理業 ★ 3299-他に分類されないその他の製造業(RPF製造業に限る。) ★ 484-こん包業 ※ ★は産業分類は、育成就労制度を活用する場合のみ追加資料が必要	11-繊維工業 15-印刷・同関連業 19-ゴム製品製造業 2465-金属熱処理業 3299-他に分類されないその他の製造業(RPF製造業に限る。) 484-こん包業
✓ 年会費割引確認用書類	△ ※割引適用する場合のみ	-

※育成就労外国人のみを受け入れる事業所が賛助会員としての入会を希望する場合であっても、「工業製品製造業分野特定技能外国人受入可能事業所名簿」に掲載するために、11-繊維工業、15-印刷・同関連業、484-こん包業においては、特定技能制度の上乗せ要件を満たす必要があります。

JAİMの入会手続について

(2)賛助会員の入会手続

1.申請手続き(賛助会員)(1/5) 手続きの流れについて

① JAIMポータルサイトの「賛助会員/育成就労会員入会」をクリック

② 「賛助会員/育成就労会員入会手続き」から「様式・テンプレート・書き方見本」をクリックしダウンロード

③ 入会手続きにあたっての確認事項を確認し必要書類を準備した上で各確認事項項目にチェック

④ 「活用する制度」で「特定技能制度」にチェック
(育成就労制度も活用する場合は「育成就労制度」にもチェック)

⑤ 法人情報として事業所の基本情報を入力

⑥-1 事業所で特定技能外国人・育成就労外国人が従事する産業の日本標準産業分類を選択し、
証明書類をアップロード

※上乗せ要件が設けられる事業所のみ

⑥-2 上乗せ要件が設けられる産業分類においては、定められた書類をアップロード

⑦ 登録支援機関の活用予定を入力

⑧ 賛助会員/育成就労会員情報・誓約書情報入力

⑨-1 年会費等の確認、年会費等振替情報入力

※割引が適用される事業所のみ

⑨-2 割引適用の疎明資料をアップロード

⑩ 入力事項確認

1.申請手続き(賛助会員)(2/5) 様式・証明書類作成テンプレートのダウンロード

- 申請を開始する前に、**様式・証明書類作成テンプレート**をダウンロードしてください。

<入会手续に必要な書類>

全ての事業所

- 様式2(行動規範に係る誓約書)
- 様式3(反社会的勢力でないことの表明・確約に係る誓約書)
- 様式4(生産性向上及び国内人材確保のための取組に係る誓約書)
- 証明書類テンプレート**

上乗せ要件が課される産業分類の事業所

- 上乗せ要件用提出書類**
(産業分類ごとに異なります)

年会費割引を適用する事業所

- 年会費割引確認用書類

様式

様式2_行動規範に係る誓約書 30,000

様式3_反社会的勢力でないことの表明・確約に係る誓約書 31,000

様式4_生産性向上及び国内人材確保のための取組に係る誓約書 31,000

様式5_従業員数証明書 30,000

※ 様式2～様式4は、すべての方が提出必須です。

※ 様式5は、年会費割引を希望する場合(中小企業割・従業員数証明)の提出が必要です。
ダウンロードした様式に記入の上、システムにアップロードしてください。

テンプレート

証明書類作成テンプレート 60,000

※ 提出する産業分類に関わらず必ずダウンロードしてください。

請負の場合

請負による製造の場合は、「請負事業所判断チェックシート」と「請負契約書の写し」の提出が必須です。

請負事業所判断チェックシート 31,000

11-縫紉工業

11-縫紉工業に属する事業所は、上乗せ要件用のテンプレート⑦、⑧-1、⑨の提出も必須です。

ただし、⑦については、下記の通りとさせていただきます。

勤怠管理システムのリストに掲載されているシステムを導入している事業所は、「11-縫紉工業_上乗せ要件⑦_証明書テンプレート_汎用」を提出してください。

勤怠管理システムのリストに掲載されていないシステムを導入している事業所は、「11-縫紉工業_上乗せ要件⑦_証明書テンプレート自社開発」を提出してください。

11-縫紉工業_上乗せ要件⑦_証明書テンプレート_汎用 16,000

11-縫紉工業_上乗せ要件⑦_証明書テンプレート自社開発 16,000

11-縫紉工業_上乗せ要件⑧-1_証明書テンプレート 12,000

11-縫紉工業_上乗せ要件⑨_証明書テンプレート 12,000

11-縫紉工業の上乗せ要件確認事項に関しては[留意事項まとめ](#)をご覧ください。

1.申請手続き(賛助会員)(3/5) 書き方見本のダウンロード

- 書き方見本をダウンロードし、参照しながら証明書類を作成してください。

書き方見本ファイル

-20260508-

以下の事業者は、
この『書き方見本ファイル』を参考にテンプレートを作成してください。

◆11-繊維工業◆

《はじめに》

一般社団法人工業製品製造技能人材機構の入会確認は、提出を受けた証明書類をもとに「申請時に選択された産業分類に該当する製造品の出荷実績等があることの判断」を行っています。

情報が誤っている場合や不足している場合は、申請の差し戻しや再提出によって確認完了までに時間を要します。提出の前に証明書類の精査を十分に行ってください。

書き方見本ファイル

11-繊維工業

入会申込み証明書類

事業者名: 株式会社 経済産業 東京工場

2. 証明書類 (以下の1、2、3、4のすべてを添付してください。)

① 《製造品》

製造品画像は、申請する事業所内での最終製品の画像を添付してください (出荷時点の製造品)。
添付する画像は全体かつ特等と明瞭なものをご用意ください。
下記に、製造品の画像を添付する際の注意点を記載しています。詳細については詳細な説明を記載してください。
※ 特定技能外国人材を受け入れる事業所において製造しているものを提出して下さい。それ以外の事業所で製造している製造品は証明書類とはなりません。

製造品名称: 繊維

製造品の用途や機能: 衣料品の生地等に使用される繊維の製造

0

↑ チェック不要 (他の産業分類に該当する事業者向けの確認項目です。)

本日から納品を製造しています。
再提出は不要です。お客様のニーズに合わせて、次々・複数も納品可能です。



書き方見本

11-繊維工業 4.5MB

11-繊維工業_人権基準認証手続中の代替書類 424KB

15-印刷・同梱運業 3.9MB

18-プラスチック製品製造業 4.2MB

484-ごん包業 4MB

2462・2464・2469-めっき業・金属表面処理業
※311・314(製造工程に金属表面処理加工が含まれている事業所)
4.3MB

その他の産業分類 4.2MB

※ 証明書類作成テンプレート

JAIM入会申込み証明書類

事業者名:

「一般社団法人 工業製品製造技能人材機構」への入会にあたり、必要な証明書類 (該当する全ての産業の日本標準産業分類証明書) です。
以下1.~4.を正確に添付いただき、証明書類をご準備ください。

《産業分類》

1. 特定技能外国人材が従事する (予定の) 日本標準産業分類の番号を1つ選択してください。

製造品1点につき、1つの日本標準産業分類です。
複数製造品がある場合は、2ページ目以降にページを追加・挿入して、各製造品がどの産業分類に申請するのか、わかるようにしてください。

11-繊維工業	46-陶磁器製タイル製造業	55-金属製材製品製造業
21-造作材製造業 (建築を除く)	51-耐火レンガ製造業	61-金属製品製造業
24-建築用木製組立材料製造業	52-不定形耐火物製造業	62-溶融めっき業 (表面処理用材製造業を除く)
3-家具製造業	94-銅型製造業 (中子を含む)	64-電気めっき業 (表面処理用材製造業を除く)
91-事務所用・店舗用設備品製造業	11-高炉による製鉄業	65-金属熱処理業
93-繊維・繊維製造業	12-高炉によらない製鉄業	69-その他の金属表面処理業 (アルミニウム陽極酸化処理業及びアルミ研磨業に限る。)

1.申請手続き(賛助会員)(4/5) 年会費割引

- 年会費には、以下の2種類の割引制度があり、両方の利用が可能です。

① 中小企業割引

② 正会員団体に所属する場合の割引 (正会員団体割引)

	正会員団体に所属する場合	正会員団体に未所属の場合
中小企業	60,000円	63,000円
大企業	80,000円	83,000円

中小企業 割引

〈証明方法1〉 資本金を証明

提出書類名(いずれか1つ)	備考
履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)	発行日より3か月以内のもの
決算書	直近のもので決算期、資本金の額がわかるもの 表紙に法人名の記載があり特定できるもの

〈証明方法2〉 人数を証明

※個人事業主は
〈証明方法2のみ〉

様式5 従業員数証明書

+

提出書類名(いずれか1つ)	備考
労働保険 概算・増加概算・確定保険料申告書(写)	直近で省庁提出済の写し
給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(写)	

正会員 割引

- JAIMの正会員である製造業団体に加入している法人・事業所で、年会費割引を希望する場合は、
手続フォーム上で加入している団体名を選択してください。
- 加入している団体によっては、証明書をPDFで提出していただく必要があります。
証明書の提出の要否については、以下リンクからご確認ください。
- 正会員団体に所属する場合の割引(団体割)が適用となる団体一覧

1.申請手続き(賛助会員)(5/5) 年会費割引

- 年会費の金額確定のため、割引の選択・証明書アップロードを行ってください。

中小企業割引

①中小企業割引の希望有無を選択する

②中小企業割引を希望する場合、「ファイルを選択」から資本金確認書類または従業員数証明書類をアップロードする

正会員割引

③正会員団体割引の希望有無を選択する

④正会員団体割引を希望する場合、貴事業所が加入している団体名を検索・選択する

⑤(加入している団体名の下に「ファイルを選択」ボタンが現れた場合のみ)団体から指定されている証跡をアップロードする

1 制度選択・法人情報入力 ▶ 2 特定産業分野情報・登録支援機関情報入力 ▶ 3 賛助会員／育成就労会員情報・誓約書情報入力 ▶

4 年会費等の確認 ▶ 5 年会費等振替情報入力 ▶ 6 入力情報確認 ▶ 7 送信完了

中小企業割引の選択

・中小企業・小規模事業者の定義 | 中小企業庁 [Q](#)

☒ 中小企業の割引適用を希望する（証跡を提出する） ☐ 中小企業の割引適用を希望しない

資本金確認書類または
人数確認書類 **必須**

[様式5 従業員数証明書 \[Q\]\(#\)](#)

[ファイルを選択 \[Q\]\(#\)](#)

正会員団体に所属する場合の割引適用

☒ 正会員団体に所属しており割引適用を希望する ☐ 正会員団体所属の割引適用を希望しない

加入している団体名 **必須**

貴社が加入している団体名を入力して検索してください。（部分一致検索可）

[加入している団体名を入力して「上記ワードで加入団体名を検索」をクリック](#)

[上記ワードで加入団体名を検索 \[Q\]\(#\)](#)

団体名 [加入団体名が選択されていません](#)

[会員証 \[Q\]\(#\)](#) **必須** [ファイルを選択 \[Q\]\(#\)](#)

- 正会員団体割引選択後に「※選択した団体では証明書の提出は必要ありません。
「次へ」を押して進んでください。」と表示された場合、証跡のアップロードは不要です。
- 2つとも「希望しない」を選択した場合は、「ファイルを選択」ボタンは出現せず、次に進めます。

2. 2026年度 賛助会員向けサービス一覧（1/2）

分類	項目	時期	概要イメージ
1. 共通基盤整備	①賛助会員・外国人材向け相談窓口の設置・運営	継続実施	- 企業向け相談窓口・外国人材向け相談窓口を運営 - 本年度は、新規産業分野追加に伴う会員増加を見込み、運営体制を一層強化
	②JAIMポータルサイト機能強化	継続実施	- JAIM HPの運営、賛助会員申請受付、各種資料公開、多言語翻訳機能などを提供中 - 本年度は、更なる利便性の向上のためリニューアル予定
2. 情報提供、 (受入れ事業所向け)	①会員限定セミナー	2026年秋頃	「特定技能2号外国人が働く企業の優良事例・育成計画」を紹介するセミナーを実施
	②外国人を指導する日本人のための研修	2026年夏頃	外国人と日常的に仕事を行う日本人のための研修を実施
	③特定技能外国人のキャリア形成に関するガイドブック	2027年冬頃	特定技能外国人のキャリア形成を促し、事業所における育成・定着に資するガイドブックを作成
3. 日本語教育、 社会文化研修 (外国人本人向け)	①特定技能外国人への日本語教育講座	2026年夏頃	特定技能外国人を対象に、オンライン日本語教育講座を実施
	②製造現場における日本語コミュニケーション講座	2026年秋頃	特定技能外国人を対象に、労働安全衛生をはじめとした製造現場における日本語でのコミュニケーションの講座を実施
	③社会文化研修	2026年夏頃	特定技能外国人を対象に、日本において社会ルールを守りつつ円滑に日常生活を送るために必要な生活マナー等を学ぶプログラムを実施

2. 2026年度 賛助会員向けサービス一覧（2/2）

分類	項目	時期	概要イメージ
4. 技能評価試験対策 (外国人本人向け)	①製造分野特定技能評価試験 学習用参考テキスト	2026年夏頃以降 (作成次第順次)	・試験対策を見据えた教材等を作成、展開
	②製造分野特定技能評価試験 学習用参考テキスト概説講座	2026年秋頃	・学習用参考テキストをもとに2号評価試験の受験予定者を対象とした概説講座を開催
5. その他 (非会員も対象に含む情報提供等)	①メールマガジン配信	継続実施 (毎月1回程度)	・メルマガ会員の受付、情報提供実施
	②セミナー開催(国内/海外)	2026年秋頃	・国内事業者向けセミナーとして、申請書類の書き方、優良な受入れ事例の紹介等を実施 ・海外人材向けセミナーとして、製造分野特定技能評価試験開催国の公用言語で、特定技能制度・試験の紹介等を実施

※ 本資料に記載の計画・内容は、今後の状況等により変更となる場合があります。

JAİMの入会手続について

(3)育成就労会員の入会手続

1.申請手続き(育成就労会員)(1/2) 手続きの流れについて

① JAIMポータルサイトの「賛助会員/育成就労会員入会」をクリック

② 「賛助会員/育成就労会員入会手続き」から「様式・テンプレート・書き方見本」をクリックしダウンロード

③ 入会手続きにあたっての確認事項を確認し必要書類を準備した上で各確認事項項目にチェック

④ 「活用する制度」で「育成就労制度」にチェック

⑤ 法人情報として事業所の基本情報を入力

⑥-1 事業所で育成就労外国人が従事する産業の日本標準産業分類を選択し、証明書類をアップロード

※上乗せ要件が設けられる事業所のみ

⑥-2 上乗せ要件が設けられる産業分類においては、定められた書類をアップロード

⑦ 登録支援機関情報で「育成就労制度のみを活用予定のため該当しない」をチェック

⑧ 賛助会員/育成就労会員情報・誓約書情報入力で様式2・3をアップロードし、規程内容を確認の上チェック

⑨ 年会費等確認、年会費等振替情報入力

⑩ 入力情報確認

1.申請手続き(育成就労会員)(2/2)年会費について

- 年会費額を確認してください。育成就労会員の年会費は、入会月によらず一律6,000円です。
(ただし、入会月が1～3月の場合は、入会初年度・翌年度分の年会費を合算してのお支払をお願いいたします。)
- 育成就労制度は2027年(令和9年)4月1日施行予定であるため、2026年度(令和8年度)中の育成就労会員のJAIM入会は、「事前入会」の扱いとなるため、育成就労会員(事前入会)の2026年度(令和8年度)の年会費は免除となります。



育成就労会員年会費

育成就労会員の年会費は以下の通りです。

年会費 **6,000円**

2027年4月からの年会費は、2027年1月以降の請求予定です。

(2026年度の徴収はありません。)

◀ 戻る

次へ ▶

- 育成就労会員の年会費は、入会月によらず、**一律6,000円**です。
- 年会費の割引等はありません。
- **2026年度の会費は免除**されます。

よくある御質問とお問合せ先

1. よくある御質問(FAQ)のご案内

- JAIMポータルサイトでは、相談窓口によく寄せられるよくあるご質問(FAQ)を掲載しています。
- ご不明な点がある場合はまずこちらのFAQをご確認ください。

よくあるご質問

ホーム > よくあるご質問

相談窓口によく寄せられるご質問について、検索することができます。
ご不明点に対応するご質問が掲載されている場合がありますので、ぜひご利用ください。

① 育成就労外国人の受入れに関するFAQのお知らせ

育成就労外国人の受入れに関するFAQについては、7月下旬以降、順次更新を行います。
恐れ入りますが、今しばらくお待ちくださいますようお願い申し上げます。

検索

よく検索される
キーワード

よく検索される
キーワード

キーワード検索

■ 複数の単語を検索する場合は、単語間に半角スペースを入れてください。

すべてのご質問を下記のPDFにまとめています。

製造業における特定技能外国人受入れに関するFAQ 883KB	一般社団法人工業製品製造技能人材機構(JAIM)に関するFAQ 653KB
年会費支払手続に関するよくある御質問 555KB	入会手続に関するよくある御質問 1.2MB

キーワードを入力して検索することができます。

テーマ別のFAQをPDFでもご確認できます。

- ・製造業における特定技能外国人受入れに関するFAQ
- ・一般社団法人工業製品製造技能人材機構(JAIM)に関するFAQ
- ・年会費支払手続に関するよくある御質問
- ・入会手続きに関するよくある御質問

2. お問い合わせ先

一般社団法人工業製品製造技能人材機構(JAIM) 相談窓口

- 電話番号 0120-777-544
- 対応日時 10時00分～17時30分(土日・祝日・年末年始を除く)
- メールアドレス seizou_soudanmadoguchi@jaim-skill.or.jp

メールでお問合せの際には、必ず以下の項目・内容を御記載ください。

【件名】入会手続きに関する問合せ

【本文】 ①企業名
②住所
③電話番号
④氏名(ふりがな)
⑤問合せ内容